

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2017年6月

米国最高裁判所の商標事件判決

2017年6月19日の米国最高裁判所判決で、「商標が人、団体、信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑する（disparage）商標は登録されないとする米国商標法2条(a)は合衆国憲法修正第一条の表現の自由に反するものとして無効である」との連邦控訴裁判所大法廷判決（2015年12月22日判決）が確認されました（Matal v. Tam, Case No. 15-1293）。

アメリカのロックバンドのリードシンガーである Simon Tam 氏は2011年11月に商標「THE SLANTS」を指定役務” Entertainment in the nature of live performances by a musical band” について出願していました（slant は東洋人の蔑称）。米国特許商標庁の審査官、審判部は本件出願を米国商標法2条(a)の軽蔑する（disparage）商標に該当するとして拒絶していました。これに対して Tam 氏は連邦控訴裁判所に控訴したところ、その大法廷の判決で憲法違反との判断がされていたものです。

この判決に関しては、同じく軽蔑する（disparage）事項であることが問題となって商標登録が取消となったナショナル・フットボール・リーグのワシントン・レッドスキンの商標 REDSKINS の問題が盛んにニュースで取り上げられているようです（REDSKIN はアメリカ先住民の蔑称）。現在第4巡回区連邦控訴裁判所で「REDSKINS 商標は軽蔑する（disparage）事項で無効」との米国特許商標庁の決定の是非が争われていますが、上記最高裁判所判決の結果待ちで中断しています。今後の動きが注目されます。

上記の内容についてご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。

以上